

三次市教育委員会告示第 号

三次市学芸業務専任職員設置要綱を次のように定める。

平成29年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市学芸業務専任職員設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、専門的な助言指導により三次市立美術館の学芸業務を統括し、事業を円滑に推進するため、学芸業務専任職員（以下「専任職員」という。）を設置する。

(呼称)

第2条 専任職員は、前条の目的の範囲内においてのみ次の呼称を称することができる。

(1) 学芸主幹

(職員)

第3条 専任職員は教育委員会事務局文化と学びの課の職員のうち、次の要件を満たすものから教育委員会が任命する。

(1) 学芸員の資格を有している者

(2) 博物館又は美術館に勤務した経験を有し、識見を有する者

(3) 学芸業務に関する業務経験を有し、学芸業務全般について指導できる専門的能力を持つと認める者

(4) 前各号に掲げるもののほか、同程度の条件を満たす者

(雑則)

第4条 この告示に定めるもののほか、専任職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。